国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年八月二十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年九月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　成果の名称

令和六年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県宮古市、新潟県弥彦村のそれぞれ一部

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告